

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【公開番号】特開2009-132700(P2009-132700A)

【公開日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2009-024

【出願番号】特願2008-285323(P2008-285323)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/785 (2006.01)

A 6 1 K 47/26 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

A 6 1 K 9/32 (2006.01)

A 6 1 P 3/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/785

A 6 1 K 47/26

A 6 1 K 9/20

A 6 1 K 9/32

A 6 1 P 3/12

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

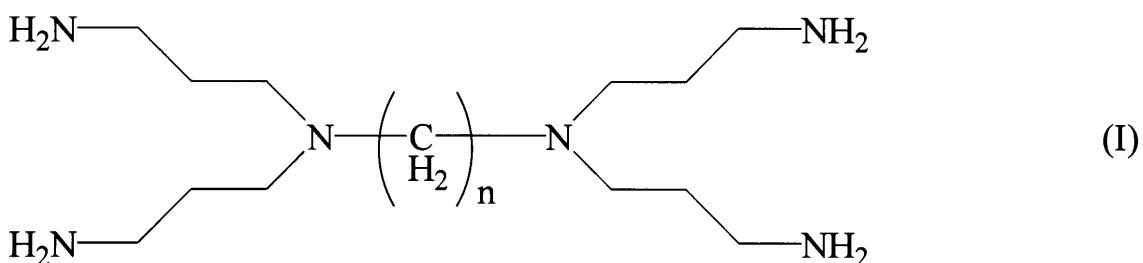
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記一般式(I)で示されるアミンモノマーを100mol%~400mol%のエピクロロヒドリンで架橋した架橋アミンポリマーと、該架橋アミンポリマーに対して、10~100w/w%のマルトース及び/又はトレハロースを含有する錠剤。

【化1】



(式中、nは3、4、又は5である)

【請求項2】

架橋アミンポリマーが、N,N,N',N' - テトラキス-(3-アミノプロピル)-1,4-ジアミノブタンを200mol%~300mol%のエピクロロヒドリンで架橋したポリマーである、請求項1記載の錠剤。

【請求項3】

架橋アミンポリマーに対して、マルトース及び/又はトレハロースを20~70w/w%含有する、請求項2記載の錠剤。

【請求項 4】

1錠の重量が10～80mgである、請求項1～3のいずれか一項に記載の錠剤。

【請求項 5】

錠剤が高リン酸血症治療剤である、請求項1～4のいずれか一項に記載の錠剤。